

## 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果とともに、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提案が各委員から提出された。

以下は、各委員の改善提案を評価項目ごとに取りまとめたものである

### 1. 特許審査の品質管理に関する各委員の改善提案

#### 評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- 「品質ポリシー」については、柱が6つもある上、解説も併記されているが、ポリシーというものはもっと格調高く発信してもよいのではないか。また、品質マニュアルの構成と品質ポリシーとの関連づけ・接続具合も改善の余地があるように思われる。(大須賀委員)

#### 評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- (該当なし)

#### 評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- 制度ユーザーとの交流の機会を増やし、その中で積極的な周知を行うこと検討されたい。(村松委員)

#### 評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数は昨年度と同水準であるが、米欧中国と比較して顕著に少ないことが懸念される。現状で審査の質は維持されているとしても、世界最高水準の審査体制を目指すため長期的計画についてローリングが必要なのではないか。(井上由里子委員長)
- 世界的に見れば比較的少ない人員体制でほぼ迅速な審理期間を達成していることは評価できるが、人員体制が十分とは言えず、人員配置の強化は継続的な課題である。(大須賀委員)
- 国際的な水準を考慮すると人員配置の点で未だ改善の余地があると思われる。(近藤委員)

- 外国文献調査は、外国文献の採択率の高い分野から優先的に対応するなどの工夫が必要ではないか。(戸田委員)

#### 評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- テレワーク下での品質管理体制の効率化が十分であるか、組織体制や手続の改善の検証をすることを期待する。例えば、テレワーク環境下における品質向上・検証のための取組の中で、(特に早期審査やスーパー早期審査に) 審査速度の遅延が生じているかの検証を一案として提案する。(菅原委員)
- テレワーク環境下においても品質向上・検証のための取組を着実に実施する必要がある。(田中委員)

#### 評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- コロナ感染を契機として、社会的に人の移動を避けてオンラインによる会議等が急速に普及し、その結果として、国民の意識として移動の無駄を省ける部分についてはオンラインを活用しようという志向が高まっている。特許庁の審査においても、今後面接等においてオンラインの利用を促進する方向を検討し、そのための機器の予算措置、それに伴って生じる問題点の対策を講じるべきである。(大須賀委員)
- オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組を継続する必要がある。(田中委員)
- オンライン上のコミュニケーション、特にツールの選択肢を増やすべきではないか。(戸田委員)
- 判断の均質性・進歩性の運用の改善に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、高度な専門知識の下に審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。(田中委員)
- 審査の均一性及び進歩性の本質的運用への一層の取組。(本多委員)
- 「全件」についてチェックを行っている以上、実体的にも形式的にもばらつきのない審査を徹底されたい。(村松委員)

#### 評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- ベンチャー企業の支援にも積極的に取り組まれているようであるが、ユーザーからの意見を聴くについては、出願を盛んに行っている企業からだけでな

く、潜在的なユーザーであるスタートアップの特許利用についての意識についても聴いていく必要があると思われる。(大須賀委員)

- 外国人ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組を強化するべきではないか。(戸田委員)
- 2021年度も対面での意見交換は難しいと思うが、ユーザー評価調査の対象者数を増やすなどして、意見聴取の機会を確保されたい。(村松委員)

#### 評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ユーザーアンケートで審査全般の質が「比較的不満」「不満」と回答したユーザーともオンラインで意見交換を行い課題抽出・品質施策の理解促進につなげることも一案かと考える。(井上渉委員)
- 同一発明が複数国に出願されているようなファミリーの案件ベースに、具体的な先行技術の引用状況や、拒絶理由通知の起案、権利範囲の内容を比較すべきではないか。(戸田委員)
- 監査件数を増やし、より一層ばらつきのない審査を実現されたい。(村松委員)

#### 評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況に関するもの

- 面接に関しては、オンライン面接だけでは十分でない部分があると思われる。その点を検証し、さらに充実したコミュニケーション体制の構築を検討されたい。(村松委員)
- 登庁日しか審査官との電話連絡ができない点の改善など、外国特許庁の取組を参考にして更なるテレワーク体制の改善を期待する。(菅原委員)
- 新型コロナウイルス禍におけるテレワーク環境の整備。(本多委員)
- 新型コロナウイルスの収束の目処は立っておらず中期的な「ウィズコロナ」の体制整備が求められていること、また、社会全体でデジタルトランスフォーメーションの加速化が求められていることから、品質管理及びその実施体制全般についても、デジタル化、オンライン会議、テレワークなどを一層進めることが望まれる。品質管理及び実施体制のデジタルトランスフォーメーションの基本方針を策定することが考えられる。(井上由里子委員長)
- ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、品質管理体制についても働き方改革を期待する。(近藤委員)
- 品質ポリシーの定期的なレビューを行い、新型コロナウイルス感染症の影響

下のニューノーマル環境に対し、品質ポリシー更新の要否を検討することを期待する。(菅原委員)

- 今はテレワーク社会に向けての過渡期と思われる。今後も見据えて、テレワーク環境下に適した手法等の確立を進められたい。(村松委員)

#### **評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの**

- 本年度の品質向上のための各施策、分析等については継続的なものが大部分であると思われるが、各施策についてはその結果がユーザーによって認識されるまでには相応の時間を要するため、今後も継続して実施いただくことを希望する。(近藤委員)
- 均質性、進歩性に関するアンケート結果は良くなったが、不満回答数も多くなっている。どのような点が不満なのかを意見聴取できる仕組み構築とその意見対応を期待する。(近藤委員)

#### **評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの**

- 今後はオンライン上のコミュニケーションが常態化されることを踏まえ、ユーザーとの意見交換も積極的にオンラインで実施することが望ましい。(井上渉委員)
- コロナ禍で知財を取り巻く社会的環境も変化している。今はイノベーションや知財の重要性についての理解が広がってきているので、特許庁から”質の高い知財”がSDGs等の社会的問題の解決に有用であることを継続して発信してほしい。オンラインでの発信は同時に多人数を対象に低コストで行えるというメリットがある。(井上渉委員)
- ユーザーとのコミュニケーションの充実のため、内外乖離案件の分析結果の公表や、オンライン上の会合などの取組を増加させることを期待する。(菅原委員)
- Web等を利用した情報収集・情報発信・情報共有の強化。(本多委員)
- 国内ユーザーに対して、特許庁が行っている審査品質向上の取組に対する周知が足りていない印象を受ける。そのような機会を検討されたい。(村松委員)

## 2. 意匠審査の品質管理に関する各委員の改善提案

### 評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- 「品質ポリシー」については、柱が6つもある上、解説も併記されているが、ポリシーというものはもっと格調高く発信してもよいのではないか。また、品質マニュアルの構成と品質ポリシーとの関連づけ・接続具合も改善の余地があるように思われる。(大須賀委員)
- 品質管理における研修について、品質管理マニュアルⅡ1(3)(iii)において、「研修の受講等による知識習得・能力向上」についての記載があるが、一般的な知識習得・能力向上についての記載に限定されているように見える。品質管理の過程において明確になった問題点をフィードバックする場としても研修を活用する旨の位置づけを明確にした方がよいのではないか。(大須賀委員)
- 審査基準については、法改正後の新たな意匠の運用状況を見て適宜の時期に改訂を検討する必要があると思われる。(大須賀委員)
- 審査基準やガイドライン等の審査マニュアルについては、適宜、実情に合った改訂を行い、その周知共有を徹底されたい。(村松委員)

### 評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- (該当なし)

### 評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- (該当なし)

### 評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数の確保及びその育成の充実。(近藤委員)(田中委員)
- 出願増加・審査の複雑化に対応できる審査官数の確保が望まれる。(本多委員)
- 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で、登録対象の拡大された意匠法改正、国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない状況にある。

引き続き、審査体制、人員配置の見直し、意匠法改正に対応するための審査資料の収集及びデータベースの充実を継続していただきたい。長期的には、AI 技術を利用した審査システムなどの検討にも取り組んでいただきたい。

(近藤委員)

- 時間がかかっていると思われる「新たな保護対象」(画像、建築物、内装)や「関連意匠」の審査に要する一件あたりの時間を計測し、品質管理的なアプローチで分析し、効果的な人員配置や業務プロセスの見直しなどを行う必要があるのではないか。(戸田委員)
- 新しい保護対象については、当面、庁内での審査における情報の交換等の頻度を可能な限り多くして、統一的な審査判断がなされるとよい。(村松委員)

#### 評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実。(近藤委員)(田中委員)
- 一定期間内に、同一条文で拒絶された件を比較検討する等して、さらなる審査の均一化を図られたい。(村松委員)
- 審査官による審査のばらつきについては、例えば、ローテーションの際に前任の審査官と業務が重なる期間を設ける等によって、決裁者チェックだけではない体制作り等が考えられる。(村松委員)

#### 評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- コロナ感染の問題とは切り離して、コロナ終息後も含めた今後の運用の課題として、オンライン面接の拡充に取り組まれたい。デジタル庁構想もあり、省全体の取組みとの整合性も図りながら取り組まれたい。(大須賀委員)
- 今後の意匠制度改正に対応した、審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、及び公表と周知についての取り組みを実施することを期待する。(近藤委員)(田中委員)
- 新型コロナウイルス感染症への対応を含め、出願人とのオンライン上のコミュニケーションをより充実させる。(田中委員)
- 今後、webでの面接審査が増加することで、面接審査の件数自体が増加する可能性があると思われるため、必要なシステムの整備や、効率的に進められるためのガイドライン等が必要ではないか。(村松委員)

- コロナ禍での出願人等との面接については、その数や手段について実績を調べ、検証を行うことを期待する。(村松委員)

#### 評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- オンライン上のコミュニケーション、特に、外国人ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組を強化するべきではないか。(戸田委員)
- 今後はオンライン上のコミュニケーションが常態化されることを踏まえ、ユーザーとの意見交換も積極的にオンラインで実施することが望ましい。(井上渉委員)
- 統一のとれた審査に向けて、具体的なマニュアルに沿った検証・フィードバックをしていることは評価できます。できれば、そのフィードバック等がその後どの程度反映されているかの検証がなされると、なおよい。(村松委員)
- 外部との意見交換や、外部への情報発信については、その後具体的にどのような効果に結び付いたかを検証・公表することを期待する。(村松委員)

#### 評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ユーザーアンケートで審査全般の質が「比較的不満」「不満」と回答したユーザーともオンラインで意見交換を行い課題抽出・品質施策の理解促進につなげることも一案かと考える。(井上渉委員)
- 改正法による新たな意匠審査の均質化を図るために、複数審査官による案件協議を強化する必要がある。その場合における審査長の関与の時期、役割も明確にする必要がある。令和元年改正法により新たに認められた意匠について、それらの意匠に特定してその審査状況のレビューを行う必要がある。(大須賀委員)
- ユーザーとの意見交換を通じて、意匠特有の事情を把握し、制度の改善につなげていただきたい。(村松委員)
- 新規性喪失の例外適用については、現状、制度ユーザーにとってかなりの負担となっており、出願を断念するケースも見られる。アンケート調査や各方面との緊密な意見交換を行う等して、早急な改善に動いて頂きたい。(村松委員)

### 評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの

- 改訂審査基準の運用について、実務者向け説明会（令和3年1月以降予定）等により、その理解を得るよう努められたい。（大須賀委員）
- 大きな制度改正後のユーザー意見をしっかりと収集し品質向上につなげてほしい。また、改正意匠法下での均質性の向上にも期待する。（近藤委員）
- 新型コロナウイルスの収束の目処は立っておらず中期的な「ウィズコロナ」の体制整備が求められていること、また、社会全体でデジタルトランスフォーメーションの加速化が求められていることから、品質管理及びその実施体制全般についても、デジタル化、オンライン会議、テレワークなどを一層進めることが望まれる。品質管理及び実施体制のデジタルトランスフォーメーションの基本方針を策定することが考えられる。（井上由里子委員長）
- 品質ポリシーの定期的なレビューを行い、新型コロナウイルス感染症の影響下のニューノーマル環境に対し、品質ポリシー更新の可否を検討することを期待する。（菅原委員）

### 評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの

- （該当なし）

### 評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- コロナ禍で知財を取り巻く社会的環境も変化している。今はイノベーションや知財の重要性についての理解が広がってきているので、特許庁から“質の高い知財”がSDGs等の社会的問題の解決に有用であることを継続して発信してほしい。オンラインでの発信は同時に多人数を対象に低コストで行えるというメリットがある。（井上渉委員）
- 意匠審査基準改定案への意見に対する考え方（事例集）の開示、意匠制度のヘビーユーザーではない中小企業等を含む制度ユーザーにとって必要な情報の公表・周知方法について、引き続き検討されたい。（村松委員）
- 秘密意匠制度・関連意匠など海外との制度の違いをふまえた情報発信、新型コロナウイルス禍におけるテレワーク対応及びWeb等を利用した情報収集・情報共有・情報発信の強化の継続が望まれる。（本多委員）
- 品質ポリシー、マニュアル等の公表はされているが、周知（アピール）が足りておらず、もったいない。PDCAサイクルの具体例が公表されれば、特許

庁の取り組みのイメージがもっと湧くのではないか。(村松委員)

- JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集。(近藤委員)(田中委員)
- 今後は外国のユーザーに向けた、分かりやすい情報発信をさらに促進されたい。(村松委員)

### 3. 商標審査の品質管理に関する各委員の改善提案

#### 評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- 「品質ポリシー」については、柱が6つもある上、解説も併記されているが、ポリシーというものはもっと格調高く発信してもよいのではないか。また、品質マニュアルの構成と品質ポリシーとの関連づけ・接続具合も改善の余地があるように思われる。(大須賀委員)

#### 評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- (該当なし)

#### 評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- (該当なし)

#### 評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数を確保し、審査官の育成を充実化させる。(田中委員)
- 任期付審査官の採用・審査の効率化の検討など審査実施体制の強化のための取組の継続が望まれる。(本多委員)
- 審査官数の確保およびその育成の充実については引き続き推進されることを期待する。任期付審査官による増員などがあっても審査品質の維持、均質化について確保頂けるような対策も期待する。(近藤委員)
- 出願増加による審査期間の長期化という問題については、審査品質の維持を前提とした上で、引き続き審査処理期間の短縮に向けた取り組みを進めて頂くことを希望する。(近藤委員)
- 審査官の増員と審査の質のバランスを保つことは難しいと思われませんが、審査官補の数に対して指導側のマンパワーが足りていないように思います。(村松委員)
- 「指定商品・役務の自由記載」の問題に関しては、審査に要する一件あたりの時間を計測し、品質管理的なアプローチで分析し、効果的な人員配置や業務プロセスの見直しなどを行う必要があるのではないか。(戸田委員)
- 審査基準と条文の徹底をお願いします。出願後に公開された情報を基に4条

1項15号の拒絶理由を受けたことがあり、判断基準時の理解が足りないと感じたケースもありました。(村松委員)

#### 評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- 審査期間短縮の課題がある中で、他方、審査官補数の増加という実態もある。そのような中では決裁官である審査長の決裁・品質管理における役割が重要になってくると思われる、審査長がそのような役割を果たせるよう審査長の他の業務負担を軽減し、決裁・品質管理における役割に集中できるようにすべきではないか。(大須賀委員)
- 審査の効率化においては、本質である商標の適切な保護が行われることを第一義的に考慮しつつ可能な効率化を図っていくことが望まれる。(本多委員)
- 新型コロナウイルスの影響下においても充実した品質管理体制をとれるような取組を継続していくことが望まれる。(本多委員)

#### 評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- 審査官間の均質性の問題は継続的に指摘されているようである。ユーザー評価調査から得られるそのような結果について、個々のユーザーの指摘がどのような点を問題としているのかについては、どの程度分析されているか。その指摘内容を十分吟味した上で、そのような問題が生じる原因は何かを分析し、それに対する対策が現状のもの（決裁ガイドライン、品質監査ガイドライン、チェックシート、審査官・管理職間の協議）で十分かを検討する必要があるように思われる。(大須賀委員)
- 審査官間の均質性・識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。(近藤委員)(田中委員)
- 審査官と管理職間の協議の回数・内容が不十分の可能性もあります。現状の頻度で問題ないか、改めて検証をお願いします。(村松委員)
- オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組については、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、手続のオンライン化・合理化の検討をさらに進めていただくことを希望する。(近藤委員)
- オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーション

ンの充実に係る取組を継続する。(田中委員)(村松委員)

- オンライン上のコミュニケーション、特に、中小企業などの small entity や、外国人ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組を強化するべきではないか。(戸田委員)

#### **評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの**

- (該当なし)

#### **評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの**

- ユーザーアンケートで審査全般の質が「比較的不満」「不満」と回答したユーザーともオンラインで意見交換を行い課題抽出・品質施策の理解促進につなげることも一案かと考える。(井上渉委員)

#### **評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況に関するもの**

- 新型コロナウイルスの収束の目処は立っておらず中期的な「ウィズコロナ」の体制整備が求められていること、また、社会全体でデジタルトランスフォーメーションの加速化が求められていることから、品質管理及びその実施体制全般についても、デジタル化、オンライン会議、テレワークなどを一層進めることが望まれる。品質管理及び実施体制のデジタルトランスフォーメーションの基本方針を策定することが考えられる。(井上由里子委員長)
- 品質ポリシーの定期的なレビューを行い、新型コロナウイルス感染症の影響下のニューノーマル環境に対し、品質ポリシー更新の要否を検討することを期待する。(菅原委員)
- システム上の問題もあるかと思いますが、テレワークの状況でも電話等に対応していただけるよう、ご検討ください。特許や意匠と比べて商標はビジネスに直結した分野のため、スピード感が求められることが多いことをご理解いただきたいと思います。(村松委員)
- 急激な出願件数増加に対応できているとは言えない状況にあり、大量に出願する出願人への対応や、不使用商標に関する課題(審判の増加など)にも、ユーザー団体とも連携し、法改正や審査のプロセス見直し等に着手すべきではないか。(戸田委員)

**評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの**

- ユーザーからの否定的なコメントに対しては、そのコメントに対する考え方、及びコメントを踏まえてどのような改善策がとられたか、代表的な部分について公表されることを検討されたい。（近藤委員）

**評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの**

- 今後はオンライン上のコミュニケーションが常態化されることを踏まえ、ユーザーとの意見交換も積極的にオンラインで実施することが望ましい。（井上渉委員）
- コロナ禍で知財を取り巻く社会的環境も変化している。今はイノベーションや知財の重要性についての理解が広がってきているので、特許庁から”質の高い知財”がSDGs等の社会的問題の解決に有用であることを継続して発信してほしい。オンラインでの発信は同時に多人数を対象に低コストで行えるというメリットがある。（井上渉委員）